



# 山形県公報

令和3年10月8日(金)  
第245号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則……………(消費生活・地域安全課) … 999

### 告 示

- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅……………(水産振興課) …1000
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) … 同
- 同……………( 同 ) …1001
- 同……………( 同 ) … 同
- 地域森林計画の案の縦覧……………(森林ノミクス推進課) … 同
- 地域森林計画の変更の案の縦覧……………( 同 ) … 同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) …1002
- 同……………( 同 ) … 同
- 都市計画の変更……………(都市計画課) … 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) … 同

## 規 則

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第73号

#### 消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則(昭和41年8月県規則第58号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削り、「連署する」を「の住所及び氏名を記載する」に改め、「消費生活協同組合を設立したいので、」を削り、「により」を「により、消費生活協同組合の設立の認可を受けたいので」に、「申請する」を「申請します」に改め、「(原本と相違ない旨の発起人代表の認可を要する。)」を削る。

別記様式第2号中「山形県知事 氏 名殿」を「山形県知事 殿」に、  
「代 表 者 氏 名 ㊟」を「代表者の氏名」に、「消費生活協同組合の定款を変更したいので、認可されたく」を「消費生活協同組合法第40条第4項の規定により、消費生活協同組合の定款の変更の認可を受けたいので、」に、「1 変更の条項(新旧の比較対照)」を

「  
1 変更の条項(新旧の比較対照) 記」に改め、「(原本と相違ない旨の組合代表者の認証を要する。)」  
を削り、「4 事業計画書(新たに事業を経営する場合に限る。)」を

- 「 4 事業計画書
- 5 財産目録
- 6 貸借対照表
- 7 公告及び催告をしたことを証する書面
- 8 意義を述べた債権者があるときは、弁済し、若しくは、担保を供し、若しくは信託をしたこと に改め又は出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

備考

- 1 4については、新たな事業の経営に関する定款変更の場合に添付すること。
- 2 5から8までについては、出資一口の金額の減少に関する定款変更の場合に添付すること。 」

る。

別記様式第3号中「山形県知事 氏 名殿」を「山形県知事 殿」に、「代表者 氏 名 ㊟」を「代表者の氏名」に、「第62条第1項第1号（第3号）の規定により解散したいので認可されたく」を「第62条第2項の規定により、消費生活協同組合の解散の認可を受けたので」に改め、「、原本と相違ない旨の組合代表者の認証を要する。」及び

- 「3 財産目録及び貸借対照表
- 4 総会で清算人を選任した場合は清算人名簿 を削る。
- 5 清算計算書 」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第778号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成29年10月県告示第698号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和3年10月5日限り消滅した。

令和3年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

加入区 の 名 称	区 域
北 部 加 入 区	酒田市の区域（酒田市飛島の区域を除く。）及び飽海郡遊佐町の区域
中 部 加 入 区	鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。）
南 部 加 入 区	鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。）

**山形県告示第779号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
天童市大字貫津地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年10月1日から同年12月10日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第780号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
北村山郡大石田町大字田沢地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年10月1日から同年12月10日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第781号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡白鷹町大字広野地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年10月7日から令和4年1月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第782号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてるため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 森林計画区の名称  
置賜森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間
  - (1) 場所 農林水産部森林ノミクス推進課及び置賜総合支庁産業経済部森林整備課
  - (2) 期間 令和3年10月8日から同年11月8日まで
- 3 その他
  - 1の森林計画区に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

**山形県告示第783号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 森林計画区の名称
  - (1) 最上村山森林計画区
  - (2) 庄内森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所及び期間
  - (1) 場所 農林水産部森林ノミクス推進課及び1の森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課
  - (2) 期間 令和3年10月8日から同年11月8日まで
- 3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

#### 山形県告示第784号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市大宝寺地内及び同市黒川地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年3月4日から同年12月22日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量、三次元点群測量、路線測量）

#### 山形県告示第785号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、飯豊町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡飯豊町の一部
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年9月14日から令和4年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）

#### 山形県告示第786号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類  
山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
(1) 追加する部分 なし  
(2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

#### 山形県告示第787号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年10月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

第1条 山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第3中 「酒田市本町一丁目2番52号」 を 「酒田市中町二丁目5番10号」 に改める。

別表第4中

〃	新橋支店	〃 新橋二丁目26番地の18	〃 〃
〃	酒田営業部	〃 若竹町二丁目4番5号	〃 〃

を

〃	新橋支店	〃 新橋二丁目26番地の18	〃 〃
---	------	----------------	-----

に、

〃	酒田東支店	〃 本町一丁目2番52号	〃 〃
〃	緑ヶ丘支店	〃 若竹町二丁目4番5号	〃 〃

を

〃	酒田営業部	〃 中町二丁目5番10号	〃 〃
〃	酒田東支店	〃	〃 〃
〃	緑ヶ丘支店	〃	〃 〃

に改める。

別表第5中

〃	酒田駅東支店	酒田市旭新町2番1号	〃 〃
〃	酒田支店	〃 中町二丁目6番17号	〃 〃

を

〃	酒田支店	酒田市中町二丁目6番17号	〃 〃
---	------	---------------	-----

に、

〃	東大町支店	〃	〃 〃
---	-------	---	-----

を

〃	酒田駅東支店	〃	〃 〃
〃	東大町支店	〃	〃 〃

に、

「	「	酒田北支店	「	「	「	」	
	「	酒田新橋支店	「	旭新町2番1号	「	」	を
	「	酒田新橋支店	「	「	「	」	
	「	酒田北支店	「	「	「	」	に改める。
」							

第2条 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を次のように改正する。

別表第1中 「山形市七日町三丁目1番2号」 を 「山形市旅籠町二丁目2番31号」 に改める。

別表第4中 「新橋支店」 「新橋二丁目26番地の18」 「」 を

「	「	若竹町支店	「	若竹町二丁目4番5号	「	」	
	「	新橋支店	「	新橋二丁目26番地の18	「	」	に、
	「	若竹町支店	「	若竹町二丁目4番5号	「	」	
	「	酒田営業部	「	中町二丁目5番10号	「	」	を
	「	酒田営業部	「	酒田市中町二丁目5番10号	「	」	に改める。
」							

附 則

この規程中第1条の規定は令和3年10月11日から、第2条の規定は同月18日から施行する。